

除染廃棄物仮置場の管理について

檜葉町に設置してある除染廃棄物仮置場について、以下の項目の点検及び管理を行っております。

区分	作業項目	内容	頻度
通常時	目視による点検	・各設備（シート、集排水設備、ガス抜き管、柵・看板等）の損傷、変状、劣化等の有無を確認 ・周辺状況（基礎地盤の変状、浸出水染み出し・漏れ出し等）の有無を確認	1回/週
	各種測定	・空間線量率（敷地境界4点、入口1点）	1回/週
		・仮置場の山	1回/週、並びに必要時
		・内部からの浸出水	1回/月、並びに必要時（排水時）
		・地下水	1回/月
	環境整備	・草刈り、清掃等	4回/年程度
異常気象等の緊急時	目視による点検	・各設備（シート、集排水設備、ガス抜き管、柵・看板等）の損傷、変状、劣化等の有無を確認 ・周辺状況（基礎地盤の変状、浸出水染み出し・漏れ出し等）の有無を確認	基準値を超える降雨、強風、地震時

各仮置場の管理状況

【平成30年 9月 30日まで】

No	仮置場名	空間線量 1m※1 (μ Sv/h)	除去物内部 温度測定 (℃)		通常巡回 異常時巡回 地下水測定 浸出水測定 ガス濃度測定 について	廃棄物内訳							
			平均値	最大値		個数(個)				放射能濃度			
						0 Ba/kg から 0.8万Ba/kg	0.8万Ba/kg から 10万Ba/kg	10万Ba/kg から 50万Ba/kg	小計	最大		平均	
										(Ba/kg)	(μ Sv/h)	(Ba/kg)	(μ Sv/h)
①	波倉	0.13	-	-	異状なし	32,516	4,475	20	37,011	320,000	74.00	5,100	1.16
②	営団	-	-	-	-	5,624	3,195	15	8,834	130,000	29.50	8,900	2.04
③	下繁岡	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00
④	繁岡	0.17	-	-	異状なし	1,646	6,852	12	8,510	280,000	65.00	12,000	2.75
⑤	上繁岡	0.15	-	-	浸出水 2.3Bq/L計測	12,355	13,498	39	25,892	140,000	31.88	10,800	2.48
⑥	松館・旭ヶ丘 (溝前)	0.14	-	-	異状なし	4,631	6,882	2	11,515	130,000	29.80	9,900	2.28
⑦	松館・旭ヶ丘 (所布)	0.13	-	-	異状なし								
⑧	女平(1)	0.15	-	-	異状なし	2,059	3,284	20	5,363	180,000	41.00	9,900	2.27
⑨	女平(2) (中平水無)	-	-	-	-								
⑩	下小塙 (日暮国有林)	0.13	※2	※2	異状なし	4,366	438	4	4,808	130,000	30.00	4,100	0.95
⑪	下小塙 (清水)	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00
⑫	上小塙 (大師作)	0.09	-	-	異状なし	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00
⑬	大谷 (山根)	0.13	-	-	異状なし	9,097	2,804	10	11,911	180,000	40.20	7,000	1.60
⑭	大谷 (山岸・仲田)	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00
⑮	上井出	0.15	-	-	異状なし	22,583	4,198	4	26,785	110,000	25.50	5,200	1.18
⑯	下井出	0.10	-	-	異状なし	41,692	1,164	2	42,858	150,000	34.00	2,500	0.58
⑰	前原 (海法地付念田)	0.08	-	-	異状なし	77,435	378	10	77,823	430,000	99.00	1,600	0.37
⑱	山田岡	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00
⑲	山田浜	-	-	-	-	21,501	361	4	21,866	310,000	70.50	1,900	0.43
⑳	北田 (金堂地)	0.11	※2	※2	異状なし	15,231	195	0	15,426	100,000	22.18	1,900	0.44
㉑	北田 (大道下)	0.12	-	-	異状なし	14,055	383	1	14,439	110,000	24.80	3,100	0.72
㉒	大坂	0.15	-	-	異状なし	18	53	0	71	80,000	26.50	21,600	1.29
㉓	乙次郎	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00

※1：1mの高さで仮置場入口付近空間線量率を測定

※2：⑩、㉑については可燃物がないため温度計未設置

注1：除染廃棄物放射能濃度は除染廃棄物を保管するフレコンの表面1cmの空間線量率からガイドラインに沿って換算。

注2：廃棄物ガイドラインにより0.7 μ Sv/h→3千Ba/kg、1.8 μ Sv/h→8千Ba/kg、6.9 μ Sv/h→3万Ba/kg、23 μ Sv/h→10万Ba/kg
57 μ Sv/h→25万Ba/kg、115 μ Sv/h→50万Ba/kgにそれぞれ換算。

注3：10万Ba/kgを超える廃棄物は、道路除染等に使用した水から放射性物質を除去・濃縮した廃棄物と考えられる。

お問い合わせ：環境省福島環境再生事務所 浜通り南支所

TEL 0240-25-8993